

No. 003

2024. 3. 1発行

発行責任者 鳥毛道夫

連絡先

上田市上田原1142-7

上小労連内☎26-2772

「地域と学生のために」

長野大学に

自由と民主主義を

私たちは、田中教授の裁判がそのための力になることを願っています。

## 長野大学・田中教授の裁判を支援する会

# ニュース

# 署名数一〇〇〇筆を突破！

皆さんのご協力のおかげで、長野地方裁判所に提出する署名数一〇一六となりました（2月19日現在）。署名をスタートした時に設定した最初の目標を半年近くでクリアすることができました。

これは田中教授を不当に処分した長野大学への怒りと、事実と道理に基づく公正な判決を求める声がこの数か月間で大きく広がったことを示すものです。田中裁判の勝利に向けた大きな力になると確信します。ご協力いただいた皆さんに感謝するとともに、引き続き署名の拡大に向けて、皆さんの一層のご協力をお願いいたします。

加者は23名、記者1名で加わりました。当日は、弁護団の山下潤弁護士による詳細な報告があり、田中裁判の争点や見通しについて非常に分かりやすく話していただきました。

裁判の中では、大学当局の主張に裁判官が疑問を呈する場面がしばしばあり、田中教授をはじめとする教員に対する処分の根拠のなさが明らかに

なりつつあります。報告の後には質疑応答や意見交換を行いました。初めての参加者も多く、裁判の見通しについて、あるいは支援運動のありかたについて活発な意見交換が交わされました。審理はまだまだ続いていく見通しなので、今後も定期的な報告集会を開催していきたいと思えます。

## 裁判報告会

山下弁護士による田中裁判の報告集会を開催しました

さる1月18日、上田市勤労福祉会館において、田中裁判の第3回の報告集会を開催しました。参



報告会の様子

### 3月20日

## 「地域と大学を考える会」シンポジウム

田中裁判を含む長野大学問題を考えるシンポジウムが開催されます。主催は、「地域と大学を考える会」で、昨年6月に続く開催になります。田中裁判を支援する会の皆さんもふるってご参加ください。

地域と大学を考える in うえだ part2—市民と語る長野大学問題—

2024年3月20日（水・祝日）14：00～16：00

西部公民館【大ホール】

**開催趣旨：**長野大学は1966年に旧塩田町と住民の全面的な協力により誕生し、2017年に上田市が設置する公立大学となりました。しかし、公立化後、①不明朗な金の問題、②労働基準法違反と労働基準監督署による是正勧告、③教職員が不法な懲戒処分を受けて訴訟、④学長選における不正義などいろいろな問題が起きました。「地域と大学を考える会」はこれらの問題について大学当局に説明を求め、情報開示も請求しましたが、大学当局は誠実な対応をせず、市民に対する説明責任を果たしていません。このシンポジウムでは市民が長野大学についてどう感じ考えているのか、またどういう大学であってほしいと思っているのかを自由に話し合い、地域のため、市民のための大学とはどういう大学であるべきなのかを考え合います（「地域と大学を考える会」のチラシから）。



## 地域と大学を考える in うえだ part2

—市民と語る長野大学問題—

2024年3月20日（水・祝日）14：00～16：00

西部公民館【大ホール】

〒386-0027 上田市常盤城五丁目4番34号 TEL：0268-27-7544

参加  
無料

長野大学は1966年に旧塩田町と住民の全面的な協力により誕生し、2017年に上田市が設置する公立大学となりました。しかし、公立化後、①不明朗な金の問題、②労働基準法違反と労働基準監督署による是正勧告、③教職員が不法な懲戒処分を受けて訴訟、④学長選における不正義など問題が起きました。「地域と大学を考える会」は大学当局に説明を求め、情報開示も請求しましたが、大学当局は誠実な対応をせず、市民に対する説明責任を果たしていません。このシンポジウムでは市民が長野大学についてどう感じ考えているのか、またどういう大学であってほしいと思っているのかを自由に話し合います。そして、地域のため、市民のための大学とはどうあるべきなのかを考え合います。なお、多くの市民のみなさんからシンポジウムに対する意見や要望を以下のメールアドレスに送っていただけるとありがたいです。

「地域と大学を考える会」共同代表：京谷栄二・長島伸一・村山隆  
TEL：080-3564-0261（京谷栄二） E-mail：info@chiiki-daigaku.org

# 田中裁判に勝利し、

## 地域の声に耳を傾ける

### 民主的な長野大学の再構築へ

長野大学の田中教授は、減給の懲戒処分を受けました。労働組合で相談を受けた処分の例と比べて、今回の長野大学の処分は、あまりにもずさんで、内部告発者に対する恣意的な処分になっています。処分する時にまず労基法第91条の「減給の限度額」が大前提になります。ところが、田中教授に最初に出された処分は、限度額を超えたものでした。この懲戒処分が違法であることが指摘され、大学側は訂正に追い込まれています。ところが私たちが質問に対する大学の回答は「長期にわたる賞罰審査委員会（弁護士1名が含まれます）の慎重な審議を経ております」とありました。処分の大前提である労基法のこととも知らない賞罰審査委員会が慎重な審議を経たという主張はあまりにも傲慢なものです。

もう一つ大きな問題は、処分の理由が明確になっていないことです。一般的に処分を言い渡される時は、何月何日のあなたの行為が就業規則のどこに反しているかと具体的に伝えられます。弁明の機会も与えられます。ところが、長野大学の処分理由は、田中教授もなぜ処分されたのかわからないものになっています。大学側は3つの処分理由を主張していますが、論点整理の裁判の中で、裁判

長は処分の根拠を明確にするように大学側に求めていました。田中教授の裁判を支援する会では、裁判勝利はもろろんのこと、この問題が起こった背景である長野大学の非民主的な運営を変えなければ根本的な解決にはならないと分析しています。

中村和幸  
支援する会共同代表・  
上小労連副議長

## 勇気を持って告発したら 労働基準法違反の処分を受けた

会社の中で不正があったことを勇気を持って告発したら労働基準法違反の処分を受けた。

そんな話を聞くと同じ労働者として許せない気持ちになる。

今回、長野大学でこのような事件（もうこれは事件と言って良いと思う）が起き、支援しなくては！という気持ちになったのだが、私は大学に通った経験がないため、最初の

うちは大学という独立した組織の仕組みがよく分からない、大学関係者しか分からない言葉が飛び交うという中で、どのようにつまみ食いされるのか、自分が携わって良いのか、戸惑いもあった。

けれど、1月18日に行われた裁判報告会に出席した際、山下弁護士からの報告の中で「この裁判は懲戒処分そのものの違法性、悪質性を問うものだ」との言葉を聞き、戸

惑いは吹っ切れた。組織の仕組みが分からなくても、専門用語が分からなくても、身近に起きている私たちと同じ働く者に対する理不尽に声を上げれば良い。

これは労働問題であると同時に人権問題でもある。労働者のみならず、市民の皆さんも関心を持って支援の輪を広げて欲しい。

上小労連・幹事  
成瀬千秋

## フキノトウ

我が家の庭にフキノトウが見つかかった。食べてしまふせいか年々減ってくるが、それでもしぶとく出てくる。

フキ味噌が好きなのだ

が、子どもにはあの苦みが「ただ苦い」だけらしく、東京に住む孫は「じいちゃんのおかしな」といって、ニコニコ顔で受け止めながら、腹の中では「あと20年待て」と思

だろうが、それでも春の兆しを感じさせている。立派なものだと思

う。それに比べると人間の社会は何とだらしないことか。

国会を見ればとても正気の沙汰とは見えない。カネの亡者どもが人間の皮を被って闊歩し、およそ世間では通用しない国会話をしゃべりまくっている。まともな国会議員もいるが、余程強固な精神の持ち主でないとならないのではないかと心配になる。

こうした状態は長野大学にも共通するのではないかとと思う。3月20日に

シンポジウムが計画されているが、実態の本質をつかむには、わかりやすい政治状況にあると思う。東京に住む娘は「これは庭じゃない。ただの林だ」という我が家の庭に出てきたフキノトウを眺めながら。



会費納入などにご利用ください。軍事費は何も生み出しませんが、私たちの闘争費は、民主主義が生きる活気に満ちた長野大学を生み出します。

### 振込先

：三井住友銀行 オリーブASH支店 (874)  
残高別普通 1973101  
名義 タナカノリヒロ